
第10回廃棄物処理基準等専門委員会の開催について

令和6年9月19日
環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

廃棄物処理基準等専門委員会の開催について（報告）



- 今年度、廃棄物処理基準等専門委員会を開催する予定である。
- 議題は「廃棄物最終処分場における排水基準等の見直し」を予定している。

背景

- ① **水質汚濁防止法**において定める地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準のうち、「**六価クロム化合物**」について、0.05 mg/L から **0.02 mg/L**に改めた。（R6.4.1施行）
- ② **排水基準を定める省令**において定める排水基準のうち、「**六価クロム化合物**」に係る許容限度を0.5 mg/L から **0.2 mg/L**に改めた。（R6.4.1施行）
※ 食品安全委員会において、六価クロムのTDIが 1.1μg/kg 体重/日と評価されたことを受けて、水道水質基準の基準値が 0.05mg/Lから 0.02mg/Lに改正された。
- ③ **排水基準を定める省令**において定める排水基準のうち、「**大腸菌群数**」を「**大腸菌数**」に改め、同項目に係る許容限度を 3,000 個/cm³から **800CFU（コロニー形成単位）/mL**に改める。（R7.4.1施行）
※ 大腸菌は糞便汚染の指標として適当であり、また、簡便に検出する技術が確立されたことから、水道水質基準の指標が大腸菌群から大腸菌に改正された。

最終処分場の排水基準等の改正も併せて対応が必要ではないか。

検討事項

- ① **廃棄物最終処分場における排水基準等の見直し【六価クロム（化合物）、大腸菌群】**
 - 廃棄物最終処分場の地下水の基準
 - 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の放流水及び保有水等（浸出水）の基準
 - 産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水の基準

⇒ **一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の改正へ**
- ② **し尿処理施設における技術上の基準（放流水の水質基準）の見直し【大腸菌群】**

⇒ **廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正へ**